

生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付

借用書

借入申込書でお申込みの金額  
をご記入ください。

借 用 金 額	10万 円
---------	-------

生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付貸付金として上記金額を借用いたしました。  
 ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下  
 記の条件により相違なく償還いたします。

社会福祉法人山口県社会福祉協議会

必ず自筆の署名を  
お願いします。

日付は記入しないで  
ください。

(借受人)

令和 年 月 日

住 所	阿武町大字〇〇1-1-1
氏 名	●● 太郎 印
生年月日	大正 昭和 〇〇年 4月 30日生 平成

[借入要項]

				受付番号	
地 区	年 度	資 金	貸付けコード	市町社協	
				民 児 協	
1 貸付金の 受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込または現金交付による。				
※口座振込みの場合 の貸付金振込先	金融機関		支店名		
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通・ <input type="checkbox"/> 当座		口座番号	
	口座名義人 (カタカナ)				
2 貸付金の償還	据置期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで			
	償還期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで			
	償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦償還 <input type="checkbox"/> 一括償還			
	償還場所	山口県社会福祉協議会指定の下記金融機関口座 山口銀行 県庁内支店 普通 200802 口座名義 社会福祉法人 山口県社会福祉協議会			
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利3.0%の延滞利子を徴収します。				

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。